

○伊東市制限付き一般競争入札実施要綱

平成10年2月20日

伊東市告示第15号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の発注する建設工事（以下「工事」という。）の質の確保を図りつつ、入札及び契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前審査型入札 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を入札前に行い、入札参加資格を有すると認められた者による入札の結果に基づき、落札決定をする制限付き一般競争入札をいう。
- (2) 落札候補者 低入札価格調査制度の対象工事にあっては、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を、最低制限価格制度の対象工事にあっては、予定価格以下かつ最低制限価格以上の範囲内で最低の価格で入札した者をいう。
- (3) 事後審査型入札 入札に参加するための入札前の手続を簡略化し、申請時に確認した入札参加資格について、入札後に落札候補者から順に資料による審査を行い、適格である者を落札者として決定する制限付き一般競争入札をいう。

（令6告示238・追加）

(対象工事)

第3条 制限付き一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、原則として、全ての工事とする。ただし、特殊な工法、技術を必要とする工事又は制限付き一般競争入札に付することが適当でないと市長が認める工事については、対象工事としないものとする。

（令6告示238・旧第2条繰下・一部改正）

(入札参加資格)

第4条 入札参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 伊東市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格（昭和60年伊東市告示第92号）の認定を受けている者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の期間中でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないもの
- (5) 対象工事の工種に係る建設業法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けている者
- (6) 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正である者
- (7) 伊東市指名停止措置要綱（平成9年伊東市告示第18号）第2条の規定に基づく指名停止を受けている期間中でない者
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有する者

（令6告示238・追加）

（入札参加資格委員会）

第5条 次に掲げる事項を審査するため、入札参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）を設置する。

- (1) 入札参加資格に関する事項
- (2) 入札参加資格の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 資格委員会は、伊東市建設工事等に係る入札事務取扱規程（昭和60年伊東市訓令甲第114号。以下「取扱規程」という。）第11条に規定する指名委員会がこれを兼ねるものとする。

（令6告示238・旧第4条繰下）

（入札参加資格の設定）

第6条 庶務課長は、対象工事を所管する課（以下「工事担当課」という。）の課長と協議の上、第4条の規定に基づき入札参加資格を設定し、入札参加資格設定調書（第1号様式の1、第1号様式の2）により資格委員会に提出するものとする。ただし、事後審

査型入札によるものはこの限りでない。

- 2 入札参加資格は、資格委員会の審議を経て、決定するものとする。ただし、予定価格が3,000万円未満の事後審査型入札によるものについては、契約の種類に応じ、関係部局において入札参加資格を審議し、取扱規程第11条に規定する委員長が決定する。

(令6告示238・旧第5条繰下・一部改正)

(入札の公告)

第7条 入札の公告は、伊東市契約規則（昭和39年伊東市規則第4号。以下「規則」という。）第3条及び第4条の規定に基づき行うものとする。

(令6告示238・旧第6条繰下)

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付)

第8条 制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、次に掲げる書類各2部（正本1部、副本1部）を、持参により提出させるものとする。ただし、電子入札（規則第4条第3号に規定するものをいう。）による場合は、電子入札システムによる電送により提出させるものとする。

(1) 入札参加資格確認申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）

(2) 入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）

ア 同種工事の施工実績（第3号様式）

イ 配置予定技術者等の資格・工事経験（第4号様式）

ウ 経営事項審査結果通知書の写し

エ その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項の申請書及び資料の提出期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 事前審査型入札

申請書及び資料 公告の日からその都度市長が定める期間内

(2) 事後審査型入札

ア 申請書 公告の日の翌日から5日以内

イ 資料 事後審査資料提出依頼通知書が発行された日の翌日から3日以内

- 3 申請書及び資料は、庶務課で受け付けるものとする。

- 4 提出された申請書及び資料（以下本項において「提出書類」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出書類は、公表しない。

(令 2 告示 34・一部改正、令 6 告示 238・旧第 7 条繰下・一部改正)

(事前審査型入札における入札参加資格の確認)

第 9 条 庶務課長は、前条第 2 項第 1 号の規定により受け付けた申請書及び資料に基づいて、入札参加資格確認申請者一覧表（第 5 号様式。以下「申請者一覧表」という。）を作成し、工事担当課長の意見を付して、資格委員会に提出するものとする。

- 2 資格委員会は、提出された申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無について確認を行うものとする。
- 3 市長は、前項の結果を電子入札システムにより電送する方法又は入札参加資格確認通知書（第 6 号様式）により、入札参加希望者に通知するものとする。

(令 2 告示 34・一部改正、令 6 告示 238・旧第 8 条繰下・一部改正)

(事後審査型入札における入札参加資格の確認)

第 10 条 庶務課長は、第 8 条第 2 項第 2 号アの規定により受け付けた申請書に基づいて、入札参加資格者の確認を行うものとする。

- 2 市長は、前項の結果を電子入札システムにより電送する方法又は入札参加資格確認通知書（第 6 号様式の 2）により、入札参加希望者に通知するものとする。
- 3 庶務課長は、開札終了後、第 8 条第 2 項第 2 号イの規定により受け付けた資料に基づき、入札参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、次項の規定により適格でないと認められたときは、次順位で入札をした者から改めて確認を行う。
- 4 市長は、前項の確認により適格でないと認められた者に対し、電子入札システムにより伝送する方法又は入札参加資格要件不適格通知書（第 6 号様式の 3）により通知する。

(令 6 告示 238・追加)

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第 11 条 入札参加資格がないと認められた者は、第 9 条第 3 項又は前条第 2 項及び第 3 項の通知の日の翌日からその都度市長が定める期間内に、入札参加資格がないと認めた理由について、電子入札システムにより電送する方法又は書面により市長に説明を求めることができる。

- 2 前項の書面の提出先は、庶務課とする。
- 3 市長は、第1項の規定により説明を求められたときには、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができることを定めた期間の最終日の翌日からその都度定める期間内に説明を求めた者に対して、電子入札システムにより電送する方法又は書面により回答するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合には、資格委員会の審議を経て第9条第3項又は前条第2項及び第3項の通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格のある旨の通知を行うものとする。この場合の通知は、第9条第3項又は前条第2項の通知の例による。

(令2告示34・一部改正、令6告示238・旧第9条繰下・一部改正)

(設計図書等の閲覧及び配布)

第12条 市長は、契約書案、契約約款、入札心得、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）を次により、閲覧に供し、配布する。ただし、電子入札による場合は、入札情報サービス（以下「PPI」という。）により配布する。

- (1) 設計図書等の閲覧は、庶務課において行うものとする。
- (2) 設計図書等のうち、仕様書、設計書及び図面は、別に定めるところにより、必要とする者の実費負担により配布するものとする。
- 2 市長は、設計図書等に対する質問書が、公告の日の翌日からその都度定める期間内に、電子入札システムによる電送又は持参により提出された場合には、その質問に対して、その都度市長が定める期間内に、原則として、書面により回答するものとする。
- 3 質問書は、工事担当課で受け付けるものとする。
- 4 質問に対する回答書は、工事担当課において縦覧に供するものとし、その縦覧期間は、回答期限日の翌日から4日（伊東市の休日を定める条例（平成4年伊東市条例第36号）第2条第1項に規定する休日を含まない。）間とする。ただし、事後審査型入札によるものはこの限りでない。

(令2告示34・一部改正、令6告示238・旧第10条繰下・一部改正)

(現場説明会)

第13条 現場説明会は、必要があると認めるときに、行うものとする。

- 2 現場説明会は、申請書及び資料の提出期限日の翌日以降、その都度定める日時において行うものとする。

(令6告示238・旧第11条繰下)

(入札保証金)

第14条 入札保証金は、免除するものとする。

(令6告示238・旧第12条繰下)

(入札の執行)

第15条 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札参加資格があることを確認した旨の通知書を提示しなければならない。ただし、電子入札又は郵送による入札の場合は、省略することができる。

2 市長は、第1回目の入札に際し、入札参加者に入札書及び伊東市建設工事等に係る予定価格の公表に関する要綱（平成17年伊東市告示第70号）第8条第1項第1号に定める工事費内訳書（第1号様式）を電子入札システムによる電送又は持参により提出させるものとする。

3 入札に参加しようとする者が1人の場合、適正な競争が困難と認められるときは、入札の執行を取りやめることができるものとする。

(令2告示34・一部改正、令6告示238・旧第13条繰下・一部改正)

(入札の無効)

第16条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 公告により示す入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 取扱規程第12条に規定する建設工事等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札参加資格のあることが確認された者であっても、入札時点において指名停止措置を受けている等入札参加資格のない者のした入札

(令2告示34・一部改正、令6告示238・旧第14条繰下)

(入札結果等の公開)

第17条 市長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、速やかに入札結果等を公開するものとする。

2 公開は、入札結果等一覧表（第8号様式）を作成の上、閲覧により行うものとする。ただし、電子入札による場合は、PPIにより公開するものとする。

(令6告示238・旧第15条繰下)

(技術者の配置)

第18条 市長は、落札者に対して、第4号様式に記載した配置予定技術者が、当該工事の現場に配置されるよう措置するものとする。

(令6告示238・旧第16条繰下)

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第19条 特定建設工事共同企業体に発注する場合には、入札参加資格の確認に係る取扱いを、入札参加資格の認定に係る取扱いと適宜読み替えて、運用するものとする。

(令6告示238・旧第17条繰下)

(現行規程の効力)

第20条 この要綱に特別の定めがない限り、現行の諸規程が適用されるものとする。

(令6告示238・旧第18条繰下)

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日伊東市告示第52号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日伊東市告示第23号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月22日伊東市告示第276号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日伊東市告示第55号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月13日伊東市告示第34号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月8日伊東市告示第99号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和6年12月17日伊東市告示第238号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。